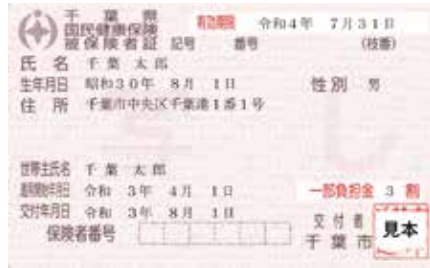


国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証と保険料決定通知書

新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証は、7月31日(出)が有効期限です。新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月以降は、新しく届いた保険証をご使用ください。



国民健康保険の保険証

- 一般保険証の色がサーモン色に変わります。
- 退職保険証の色がコスモス色に変わります。
- 資格証明書の色がねずみ色に変わります。
- 枝番が追加されます。



後期高齢者医療制度の保険証

保険証の色が草色に変わります。

後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を郵送します

2021年度の後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を、7月中旬に郵送します。納期限までに納付してください。

納付義務者

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入した方

保険料の計算方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した額です。

$$\text{年間保険料額 (限度額64万円)} = \text{均等割額 43,400円} + \text{所得割額 (前年の所得 - 43万円) \times 8.39\%}$$

納付方法

年金を受給している方は、年6回の年金支給時に天引きされます。ただし、次のいずれかに該当する方は、口座振替または納付書で、7月～来年2月の年8回払いとなります。

- 年金受給額が年額18万円未満の方
- 介護保険料が年金天引きされない方
- 天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方

一部負担金の割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合は、前年中の所得などにより判定します。

- 1割負担となる場合
同じ世帯で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、2021年度市民税の課税標準額145万円未満
- 3割負担となる場合
上記以外。ただし、【下表】に該当する方は申請により1割負担になります。対象者には、申請書を郵送していただきますのでお住まいの区の市民総合窓口課に申請してください。

3割負担と判定されても1割負担となる方

同一世帯の被保険者	2020年中の収入合計	*383万円以上でも、同一世帯の70～74歳の方も含めた収入合計が520万円未満の場合、1割負担となります。
1人	383万円未満*	
2人以上	520万円未満	

保険料軽減措置

世帯の所得が低い方などには、保険料の軽減措置があります。申告がない方は対象になりませんので、お住まいの区の市民総合窓口課に申告してください。

- 制度に加入する前日に会社の健康保険組合など被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、均等割額は資格取得後24カ月間5割軽減されます。
- 軽減判定の基準日は2021年4月1日です。ただし、年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。
- 2021年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、年金所得から特別控除額15万円を差し引いて計算します。
- 専従者控除を受けている場合は、控除前の金額で判定します。また、専従者給与は判定の対象になりません。

- 低所得者に対する軽減（均等割額の軽減）

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等	軽減割合
43万円+10万円×（給与・年金所得者*の数-1）以下の場合	7割
43万円+（28.5万円×世帯内の被保険者数）+10万円×（給与・年金所得者*の数-1）以下の場合	5割
43万円+（52万円×世帯内の被保険者数）+10万円×（給与・年金所得者*の数-1）以下の場合	2割

*①～③いずれかに該当する方
 ①給与所得（専従者給与を除く）が55万円を超える
 ②65歳以上（2020年12月31日時点）で公的年金収入から15万円を差し引いた額が110万円を超える
 ③65歳未満（2020年12月31日時点）で公的年金収入が60万円を超える

- 国民健康保険に関すること

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 花見川 ☎275-6255 稲毛 ☎284-6119
 若葉 ☎233-8131 緑 ☎292-8119 美浜 ☎270-3131
 健康保険課 ☎245-5145 FAX245-5544

- 後期高齢者医療制度に関すること

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 花見川 ☎275-6278 稲毛 ☎284-6121
 若葉 ☎233-8133 緑 ☎292-8121 美浜 ☎270-3133
 健康保険課 ☎245-5170 FAX245-5544

夏の交通安全運動

「交差点 青でも左右 確認を」をスローガンに7月10日(出)～19日(月)の10日間、夏の交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践により交通事故をなくしましょう。

運動重点

- ゼブラ・ストップ（横断歩行者保護）の徹底
- 子どもと高齢者の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進（ちばサイクルールの広報）

区地域安全課 ☎245-5148 FAX245-5637



飼い犬のしつけ方教室

講習および実技により、基本的なしつけ方を学びます。

- 日時 7月8日(休)13:30～16:00
 内容 Zoomでのオンライン講座。講習としつけのデモンストレーション
 対象 市内在住で、犬を飼っている方、飼う予定の方
 定員 先着20人（うち10人は動物保護指導センターでの視聴も可）

申込方法 電話で、動物保護指導センターへ。

区動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

